

## 「大和田重清日記」に関するおぼえがき

——文章の意味を掘り下げる——

鴨川達夫

### はじめに

「大和田重清日記」という史料は、豊臣期の研究者にはよく知られている。記主の大和田重清は、文禄年間（一五九〇年代）、常陸の大名・佐竹義宣に仕えた人物である。義宣の比較的近くにあつて、主人または主家のために、庶務を処理する仕事をしてきたようだ。本稿でもその一端を明らかにする。

「日記」の背景にあるのは、豊臣秀吉による、いわゆる「文禄の役」である。全国の大名が動員されるなか、義宣と佐竹軍も、文禄元（一五九二）年四月ごろから肥前名護屋に滞在して、朝鮮に渡る準備を進めた。しかし、翌年八月、名護屋の陣は解散となり、義宣らは関門海峡を渡って本州へ、山陽道を通って大坂・京都へ、さらに中山道を通って北関東に至り、閏九月に常陸に帰り着くことができた。「日記」は、名護屋に滞在中の場面からはじまり、帰路の模様を克明に記

したのち、常陸に帰着後の日々にあてられている。帰路を描写した部分は、それだけを取り出して、ひとつの旅行記と見ることも可能である。

近年、筆者は、この大和田の旅行記に、深く取り組み機会があった。その際、そこに使われている言葉のいくつかは、在来の国語辞典の説明では、十分には理解できないことに気がつき、その言葉の使われ方をよく観察した上で、筆者なりの語義を設定し適用するといったことを経験した。また、ほかのいくつかの言葉については、その言葉の具体的な中身——だれが、なにを、どのように行なったのか——を明らかにしたいと考え、これも筆者なりの作業を展開してみた。

そうした経験や作業について、この場を借りてまとめおきたい——、これが、本稿を執筆するに至った経緯である。このような成り立ちであるから、本稿はまったくのオムニバス形式であり、全体を貫く主題と呼べるものは存在しない。読者のみなさんの、ご理解とご許しを得たい。

なお、「大和田重清日記」の諸本については、すでにほかの機会に

言及したことがあるので（拙稿「豊臣期の『一文』の価値」『東京大学史料編纂所研究紀要』三〇）、ここではくり返さない。要点のみを記せば、現状ではこれという底本を得ることができず、各種の写本・翻刻を突き合わせて、柔軟にテキストを組み立てるのが適当、ということである。本稿においても、この認識のもとで、「日記」の文字・文言を取り扱う。

## 一 「内」

大和田の旅行記は、次のような文章から、はじまっている。

八月十八、七時、名護屋被打立、から津をハ打マワサル、水深テ歩者帯をトク

「うちまわす」という言葉が見えるが（助動詞をともなって「打マワサル」となっている）、これには「迂回させる」という語義がある（『日本国語大辞典』）。義宣は、大和田らに、唐津の町を迂回させたのである。なお、それに続く部分は、

水が深かったので、（馬上ではなく）徒歩で行く者は、服を脱いで裸になった

と読めそうだ。唐津という土地は、海に面している。市街地を迂回した大和田らは、波の打ち寄せる海の中を通ったのであろう。

ところで、なぜ義宣は、唐津の町を迂回させたのだろうか。この場

面の背景にあるのは、冒頭で触れたように、名護屋の陣が、解散になったことである。秀吉は、すでに八月十五日に名護屋を発ち、大坂に向かっている。三日遅れの、この八月十八日、佐竹軍が帰途についていた。佐竹軍のみならず、ほかの諸軍も一斉に帰途についたらしく、このあと、大和田らが下関に着いた八月二十二日の記事には、徳川家康や蒲生氏郷も同様に下関に着いたことが記されている。つまり、名護屋から、九州の北部を通じて関門海峡、さらにその先の山陽道や、途中の宿場・町村などは、一斉に帰ってゆく人々があふれ、大混雑になつていたに違いないのである。唐津の町も混雑しており、義宣は、それを避けようとしたのであろう。この「街道や宿場の混雑」は、旅行記のこれ以降の記事を読む上で、じつはたいへん重要である。

本州に入った大和田らは、八月二十三日、長門の吉見という土地にさしかかった。その場面は、次のように記されている。

ヨシミト云所マテ七里、コウ（長門国府＝長府）より、山中ヨリ一里半内

この日は、長府から吉見まで進んだ、その吉見は、山中という土地より一里半「内」だ、というのである。

よく似た表現が、翌日の、八月二十四日にも見られる。

よしみより大崎へ八里、天神ノこう（周防国府＝防府）飛驒殿（蒲生氏郷）陣取付、半里内ニトル

この日は、吉見から大崎まで進んだ、防府に蒲生が陣取っているの

で、防府の半里「内」の大崎に宿を取った、と言っているようだ。

これらのほか、大和田らが今日の岡山県から兵庫県を経て、京都の近くまで進んだ九月上旬にも、次のような表現が見られる。

九月六日

カ、ト（香登）ヨリ片島迄九里、但五六町内ノ町ニ陣著

九月九日

西ノ宮ヨリ、山崎五十町内、アマ（安満）ト云所へ九里

念のため、文意を示すならば、前者は、片島の五六町「内」の町に義宣は陣を着けた、後者は、山崎の五十町「内」の安満という土地まで進んだ、と言っているのであろう。

ここで問題にしたいのは、いうまでもなく、「内」という言葉の意味である。これを、国語辞典で調べてみると、「外側でないほう」という説明が目にとまるが（『日本国語大辞典』）、ここに掲げた大和田の文章に、そのまま当てはまるとはいえない。傍線を付したように、この種の表現はすべて、ある地名を示し、そして距離、「内」という書き方になっている。また、これらと似ているが、「内」ではなく「先」という言葉を使った、次のような例もある。

九月三日

みはら（三原）ヨリセナ田（瀬名田）ト云所へ八里半、カンノベ（神辺）ニ忠三郎様（蒲生氏郷）陣取付、半道先へ被打通

備後の神辺に、ここでも蒲生が陣取っているので、神辺の半道（半

里）「先」まで義宣さまはお進みになった、ということであらう。

これらを勘案すれば、大和田の使う「内」は、「手前」に置き換えることができそうだ。「内」には、「手前」という語義が、認められるのである。すでに触れたように、名護屋からの帰路にあたる街道や宿場は、大混雑になっていたのであろう。そのなかで、佐竹軍は、山中、防府、片島に宿泊することを望んでいた。しかし、防府では、先着した蒲生軍に、宿場を占拠されてしまった。山中、片島でも、蒲生軍またはほかの軍のために、同じ状況が生まれたのであろう。そのため、佐竹軍は、希望する宿泊地に入ることができず、少し手前に代替の宿泊地を求めたのである。また、神辺の場合は、やはり蒲生軍に邪魔をされたので、ここでは少し先に宿泊地を求めたわけである（山崎については、京都の入口として高名な土地であるから、「名高い山崎の少し手前の」という文意であるかもしれない）。そのほか、八月二十九日から翌日にかけて、安芸を抜けて備後に入る場面では、「たかやト云山入」（高屋という山奥）を通っており、田万里という山陽道上の大きな宿場を、あえて迂回した様子が見える（高屋は、田万里から見ると、低いとはいえず山脈の向こう側になる）。これも、宿場や街道の混雑が、そうさせたのであろう。

なお、以上のように考察してみると、あらためて明瞭になるのは、八月二十四日の防府の場面で、佐竹軍が防府の町に入らなかったことである。ところが、『防府市史』年表の文禄二年の項は、大和田の旅行記が根拠であることを示した上で、次のように記している。

8-24 佐竹氏の軍勢が名護屋からの帰途宮市に泊まる

宮市という地名は、防府の町の中心部にある。つまり、『防府市史』は、佐竹軍は防府の町に入った、と言っていることになる。筆者の考察の結果とは、まったく一致しないのである。どうしてこのような判断になったのだろうか。地元の自治体の見解であるだけに、大きな戸惑いを覚えずにはいられない。ちなみに、このとき佐竹軍が宿泊した大崎という土地は、地図で確認してみると、防府の西の郊外にあり、あいだに佐波川という川が流れていることから、防府の町の一部であるとはいえないように見える。また、防府の西であるから、佐竹軍のように西から東へ進むときには、まさに防府の手前ということになる。

## 二 「取越」

次に取り上げるのは、「取越」という言葉である。  
八月二十二日、関門海峡を渡る場面を、大和田は次のように記している。

小太・小刑・河大談合シテ、四端帆之舟ニ乗ル、此銀四匁小太取越ル、甚五郎・三七・石神之夫ソエテ、馬ヲハ関ヘマワス

「小太」以下は、「小貫大蔵大輔」などの略称で、いずれも大和田の同僚の人々である。また、「甚五郎」以下は、大和田がかかえる、中間、小者などと呼ばれる人員である。つまり、大和田は、

仲間と相談して船に乗った、乗馬は使用人を付き添わせて、別途

下関に回送した

と言っているのである。なお、「〇反帆」という言い方は（大和田は「端」と書くが「反」の方が一般的か）、帆の横幅をあらわすもので、それはまた船体の大きさを示すことにもなる。大和田らが乗った四反帆の船は、どちらかといえば小型の船であったようだ。乗馬を同じ船に載せず、別便で海峡を渡したのは、おそらくそのためであろう。さて、この四反帆の船については、「此銀四匁」という文言がある。これは、仲間四人で相談して同船を雇い上げた、そのチャーター料であろう。そして、チャーター料は、仲間の一人が「取り越してくれ」と言っている。これはどのような意味だろうか。

国語辞典には、「取越」の語義として、①時期を繰り上げる、②先のことを予測する、③もってくる、の三点が示されている（『日本国語大辞典』）。③を当てはめれば、問題のくだりは、チャーター料は仲間が「もってきてくれた」となり、文章としておかしいことはない。しかし、それは要するにどういうことなのか、「用意してくれた」のか、それとも「負担してくれた」のか——などといった、素朴な疑問を免れないのも事実である。つまり、文章としては成立していても、文意があいまいでよくわからない。であるとすれば、③を当てはめてよしとするのではなく、より適切な語義を探ってみる必要がある。

じつは、この言葉に関して、筆者には用例の知識があった。安房の武士・正木時茂が、「富士之御師房州宿」（安房からの参拝者に富士山を拜ませる案内人）に、一通の書状を届けたことがある（『山梨県史』資料編4、一四九〇号）。そのなかに、この言葉が見えるのである。

富士江代官お為参候、(中略)代物過分二不相遣候、五千疋も三千疋も、仕申程被取越候ハ、可令祝着候、来国之上可相渡候

戦国期における、富士山信仰のひとつコマであるわけだが、次のように現代語訳することができよう。

富士へ代理の者を参詣させます。おかねはたくさんは持たせません。五千疋でも三千疋でも、(この者が)使っただけ「取り越して」くださると、たいへん有り難いです。(あなたが)こちらにおいでの際にお渡しします

このような文章であるから、ここでの「取越」は、明らかに「立て替える」であろう。そして、「立て替える」であれば、船のチャーター料にも見事に当てはまる。「取越」という言葉には、「金銭を立て替える」という語義があったのである。

なお、次の史料(『中世法制史料集』五〔武家家法Ⅲ〕、五〇〇号)に、

御年貢銭并段銭・棟別・懸銭等、地下中未進付而、諸代官・諸奉行取越納候於彼代物者

とあるのも、

年貢銭や段銭などを、地下人が未進するので、代官や奉行が立て替えて納付した、そのおかねについては

であろう。ちなみに、これは、小田原北条氏が発した法令の文章である。大和田の旅行記も、正木の書状も、そしてこの法令も、すべて関東の人間が書いた文章であることに注意したい。また、大和田の旅行記に戻れば、九月十九日の記事にも、「取越」という言葉が使われている。京都の布帛業者に支払いをする場面で、金額を記した上で、「但羽彦へ取越」と付け加えているのである。これは、「羽彦」という同僚に立て替え払いを依頼した、と言っているのではないかと思われる。

ところで、これより前の、八月二十四日の記事にも、やはり「取越」という言葉が見られる。この日、佐竹軍は周防の大崎という土地に入り(前章で触れた場面である)、大和田のもとには、塙という人物から書状が届いた。佐竹義宣と下野の大名・宇都宮国綱は、地理の点でも血縁の点でも近い関係にあり、この九州から関東への帰路においても、宇都宮軍は佐竹軍と行動をともにしていたようだ。書状を送ってきた塙は、その宇都宮軍の一員であるとされている(安達和人「大和田近江重清日記人名考」『常総の歴史』四五)。

さて、大和田は、届いた書状の内容について、次のように記している。

御取越之是非如何ト也

ここに「取越」が登場するのである。しかし、これについては、国語辞典が示す語義のなかから、「時期を繰り上げる」を当てはめてみたい。また、「取越」の上の「御」は、国綱に対する敬語であると解したい。つまり、だれが「取り越す」のか、それは国綱が「取り越

す」——「時期を繰り上げる」のである。以上をふまえると、大和田は、次のように言っていることになる。

（これまで行動をともにしてきたが、ここからは）国綱さまは日程を繰り上げる（別行動をとって先行する）、その是非はいかがだろうか、ということであった

この、「是非はいかが」という問い合わせに対して、大和田は、「即返礼」したと記している。「返礼」は「返札」の誤りだろうか。いずれにしても、義宣の意向を確かめた上で、塙に回答を送ったのである。宇都宮軍では塙が、そして佐竹軍では大和田が、それぞれ主人のそば近くにいる者として、やり取りの実務を担当したわけである。大和田の職掌をうかがうことができる。

ちなみに、十日あまりのちの、九月六日の記事には、このやり取りの後日談が見える。この日、宇都宮軍から知らせがあり、播磨の明石まで「御取越」と書かれていた——、大和田はこのように記しているのである。「御取越」という言葉を、八月二十四日の場合と同様に処理すれば、宇都宮軍からの知らせには、明石まで国綱さまは日程を繰り上げた（別行動をとって先行した）、と書かれていたことになる。国綱は、塙と大和田のやり取りを経て、「時期を繰り上げる」を実行に移したのである（したがって、佐竹軍は、明石よりかなり後方の地点で、知らせを受けている）。なお、この「御取越」の知らせの場面で、大和田は、明石から来た使者の接待にあたるとともに、①義宣から国綱への返信、②佐竹の重臣から先方の重臣への返信、③大和田自身から先方の担当者への口上、以上の三種を用意して使者に持ち帰ら

せたようだ。これまた、大和田の職掌が、たいへんよくわかる例だといえる。

### 三 「本宿」

本章で取り上げるのは、「本宿」という言葉である。以下に掲げる用例からすれば、「もとやど」と発音するのであろう。なお、国語辞典は、この言葉を拾ってはいるのだが、その語義を「事件のもとを作った者」としており（『日本国語大辞典』）、これでは大和田の用いる「本宿」には当てはまらない。

この言葉は、まず八月十九日の記事に、次のようなかたちで登場する。名護屋を發つた翌日、博多の町に宿泊する場面である。

山右先へ御宿取ニ被越付、右宿へ移、本宿東呼渡申

「山右」という同僚が、いったん博多に入ったあと、次の宿泊地に先行した（義宣の宿舎を確保するためである）、そのため「山右」の押さえていた宿舎が空いた、そこで大和田はそれに移り、自分が押さえていた宿舎は「東呼」（佐竹軍に随行する医師である）に渡した、と言っているのであろう。であるとすれば、ここでの「本宿」は、大和田が「押さえていた宿舎」——「本来の宿舎」のことを、そのように呼んでいることになる。前日の十八日、名護屋を發つた当日の宿泊地（筑前浜塗）でも、大和田が「江上本宿へ替ル」という場面が見られたが、これも、「江上」という同僚の「本来の宿舎」が、何かの事情で空いたので、それに移ったのであろう。

ここまでは、比較的わかりやすい。問題となるのは、八月二十二日、長府に到着した場面である。

#### 本宿へ見廻、夫婦出合忝ト云

長府に着いて、「本宿」を訪問したところ、「夫婦」(宿屋の経営者だろうか)が出てきて「ありがとう」と述べた――、大和田はこのように記している。これについては、「本宿」を「本来の宿舎」と解するだけでは、いったいどのような出来事であったのか、理解することが難しいであろう。

じつは、大和田は、まだ名護屋に滞在していた時期に、義宣に命じられて、長崎に出張したことがある。往復とも船を利用し、また往復とも途中の平戸に一泊した。その平戸の場面を、大和田はこのように記している。

#### 七月二十七日(往路)

平戸へ八下二着、清水彦左と云者之所宿也

#### 八月四日(復路)

平戸へ五之下二着、夜中之間船中二臥

#### 八月五日

明テ本宿へアカリ候へハ、亭他行ニテ別宿ヲ取

往路では、「清水彦左」が経営する宿屋(「ハタゴ四十文」を支払っている)に、泊っている。そして、復路では、船中から「本宿」に上陸したところ、亭主が外出して不在であったので、それとは違う宿屋

に泊ったのである。このような経緯をふまえると、復路の「本宿」は、往路の清水が営む宿屋のことを、そのように呼んでいるのだと思われる。つまり、ここでの「本宿」は、「当地で以前に泊った宿屋」である。

さて、「本宿」という言葉が、このように解釈できるのであれば、前出の長府に到着した場面は、

以前に泊った宿屋を訪問したところ、経営者夫妻が出てきて、「わざわざありがとう」と礼を言ってくれた

という話であったことになる。つまり、大和田は、以前にも長府のこの宿屋に、泊っているのである。それは、常陸から名護屋に下ったそのときに泊ったのであろう。そして、常陸に帰るとき、再びその宿屋に足を運んで、経営者夫妻に挨拶をしたのである。いや、大和田は、この宿屋を「訪問した」のであって、帰路はここに泊っていない。ということとは、大和田が足を運んだのは、儀礼的な挨拶をするためではなく、帰路はこの宿屋を利用しないことの、申し開きを述べに行ったのであろう。

じつは、「本宿」に対して、今回は利用しないことを謝った、そのきわめて明瞭な例が、九月十一日の記事に見られる。この日、義宣は大坂に滞在しており、翌日は、堺の町を見物することになった。大和田は、その準備にあたるため、この日のうちに堺に先行した。堺に着いた大和田は、「林也」という人物のところに宿泊することになり、その後、「本宿ノ浄二」を訪問して、「宿替意外之段」を申し述べたのである。宿を替えたことは、本意ではありません、と謝ったわけであ

る〔申し述べた〕は、原文では「被理」と書かれているが、「理（こ  
とわる）」は大和田自身の動作であり、「被」は何かの間違いであると  
見る）。

ところで、堺に大和田の「本宿」が存在したということは、大和田  
には堺に宿泊した経験があったことを意味する。これについては、名  
護屋に滞在中の大和田のもとに、堺の住人から書状が届いていること  
を指摘して、大和田はこの人物と「以前から知り合い」であり、「名  
護屋に行く途中で堺に立ち寄ったのではないだろうか」と述べた論文  
が、すでに提出されている（盛本昌広『大和田重清日記』に見る取  
引慣行』『茨城県史研究』八九）。それに加えて、ここでは「本宿」と  
いう言葉を読み解くことで、大和田が堺を経由していた可能性を、さ  
らに強めることができたように思う。あるいは、堺から船に乗り、海  
路を西に進んだのかもしれない。また、義宣の受け入れ準備を担当し  
たのも、堺に宿泊した経験があればこそ、そのような任務を与えられ  
たのであろう。

なお、義宣の堺見物が済むと、大和田は大坂を経て京都に移動した。  
京都に着いた翌日の九月十五日、ここでも「北野ノ本宿」を訪問して、  
亭主が不在であったため、夫人に伝言を依頼している（これも、申し  
開きを述べたのであろう）。さらに、京都を離れる当日の、同月二十  
二日にも、再び「本宿」に立ち寄り、置き土産を手渡ししている。京都  
に着くとすぐに、また、京都を発つ前にあらためて、「本宿」に挨拶  
をしに行ったわけである。これらの事実から、大和田が名護屋へ下る  
際に、京都を経由していたことも想像される。もっとも、関東から九  
州へ下るとき、京都を素通りするとはそもそも考えにくい。

しかし、それにしても、「本宿」という言葉が各地に見られ、その

都度、大和田が礼儀正しく行動している様子は、まことに印象的であ  
る。以前に泊った宿屋があれば、次の機会もそこに投宿するものだ、  
という観念があったのかとも思われる。しかし、実態としては、大和  
田はどの地においても宿を替えているのであり、平戸の場合などは、  
「本宿」を再訪したものの、亭主が不在であったのを奇貨として、ほ  
かの宿屋にあつまり鞍替えしたわけである。なお、宿屋の側にも、顧  
客を囲い込む意識や、営業上の縄張りのようなものが、少なからず存  
在したのであろう。大和田の行動には、顧客が「囲い込み」に縛られる  
姿と、「囲い込み」を振り切る姿とが、同時にあらわれているのかも  
しれない。

#### 四 「火物」

大和田の旅行記には、「火物」という言葉が、二度にわたって登場  
する。名護屋を出発する前、および常陸に到着した後にも目をくばれ  
ば、その数はさらに多くなる。

八月三日（長崎出張から名護屋へ戻る途中）

船中にて月ヲガム、右馬火物アグル、目ノ宿願ニ、三ツキ火物ヲ  
カクル

八月五日（同右、平戸にて）

右馬火物にて、一人斗廿五文はたこ二する

九月三日（今日の広島県東部を進んだ）

火物初ル、二兵生栗上ル

閏九月三日（今日の群馬県内を進んだ）



空曇テ、御月直ニ見不申、火物也

十月三日（常陸に到着している）

御城へ出仕、（中略）鴨ノ御料理アリ、火物ニテ不被下

兵へ参、（中略）餅・酒アリ、火物タチニテ串柿・柑子ヲ喰

三ヶ月ヲカミ申、寺家ニテ火物ヲアクル

天徳へ参、（中略）御酒アリ、火物也ト申分テ帰

国語辞典には、次のようなことが、書かれている（『日本国語大辞典』）。

ひのもの【火物】 火を通した食物。煮たり焼いたりした食物

ひのものだち【火物断】 祈願することがあつて火を通した物を食わないこと

大和田が書く文章では、「火物」という言葉が、「火を通した食物」を指している場合もあれば、「火物断」の略語として使われている場合もあるようだ。九月三日の「火物初ル」などは、「火物断」を始めた――「火を通した物を食わないこと」を開始した、と言っているのである。大和田が「火物断」を始めたからこそ、「二兵」という使用人から、「生栗」（火を通していない栗）の進上があったのである。なお、十月三日には、はっきり「火物タチ」と記した例も見える。

ところで、その「火物断」という営みの、要点は国語辞典の説明の通りであるとしても、細部はどのように行なわれたのだろうか。大和田が残した文章は、それを知るための、たいへん貴重な材料であるかもしれない――。そこで、本章では、大和田の文章を使って「火物

断」の細かい部分をどこまで可視化することができるのか、その作業を筆者なりに展開してみることにする。

①なにを願って行なうのか

国語辞典には、「祈願することがあつて」これを行なう、と説明されていた。実際の例では、どのような願いごとがあつて、「火物断」をしたのだろうか。八月三日の文章は、「右馬」という同僚のことを記録しており、それは、

目に関する願いごとがあり、三か月にわたつて、火を通した食物を賭けている

と読める。「賭けて」を意識すれば、「差し出して」または「遠ざけて」だろうか。いずれにしても、その前提として、「目に関する願いごと」があつたことを、明瞭に記録しているのである。おそらく「眼病が治りますように」「眼病になりませんように」などと願つたのであろう。つまり、「右馬」という同僚は、目の健康を願つて、火を通した食物を遠ざけている――「火物断」をしているのである。

なお、九月三日の文章は、すでに触れたように、大和田自身の「火物断」を記録している。閏九月三日・十月三日も、大和田の「火物断」である。大和田が、目の不調をかかえていたことは、旅行記に「目薬」が二度にわたつて登場する（九月六日・同月二十一日）ことから、十分にうかがうことができる。大和田もまた、目の健康を願つて、「火物断」をしたのであろう。「薬師眼病ノ祈念」をしたという文章も見ることができる（八月八日）。

② いつ行なうのか

本章の冒頭に掲げた、「火物」を含む文章一覧の、日付に注意されたい。ほぼ全部が「三日」なのである。したがって、「火物断」は各月の三日に行なう——、ひとまずこのように整理することができる。ただし、九月三日の文章は、既述の通り、この日に「始めた」と言っている。したがって、正確にいえば、「三日に行なう」ではなく、「三日に始める」であったようだ。

それでは、三日に始めて、いつまで続けるのだろうか。「右馬」の例では、翌々日の八月五日に、

右馬が火物断をしているので、自分は一人で（右馬とは違う宿屋に）泊った

という文章があり、この時点で「火物断」が続いていることがわかる。同人の「火物断」については、これも既述の通り、「三か月にわたって」という文言も見られる。さらに、大和田の例もまた、九月・閏九月・十月の「三か月にわたって」行なったように見える。これらを勘案すると、およそ九〇日にわたって絶え間なく続ける決まりであった、と判定することもできそうだ。

しかし、大和田の例では、九月六日に「湯付」（湯漬）を食したことがうかがわれ、八日には明らかに「餅」を口に入れている。湯漬を食するということは、水に火を通して熱したものが、口に入るということである。また、のちに触れるように、餅は「火を通した食物」に含まれる。つまり、六日、遅くとも八日には、「火物断」をしていないのである。

以上の材料を、どこにも矛盾のないように組み立てるのは難しいが、たとえば、①三日に始める、②数日にわたって続けたのち、そこでいったんやめる、③それを三か月にわたって繰り返し、といった決まりであったとは考えられないだろうか。なお、事実がこの通りであったとすると、九月三日の「始めた」は、「数日にわたって」の開始なのか、「三か月にわたって」の開始なのか、判別できないことになりそうだ。

ちなみに、大和田は「塩断」もしており、八月以降、各月の八日にそれが記されている。いずれも「午ノ刻迄」である。つまり、半日のあいだ続けたのち、そこでやめてしまうのだが、しかし、それを、三か月にわたって繰り返し返すのである（初回の八月八日に「三月宿願スル」と記している）。これは、「火物断」について筆者が推定したところと、たいへんよく似ている。ただし、四か月目の十月八日にも、「塩断」をしたことが記されている。閏九月があることに思いが至らず、「三月宿願」が「八月から十月まで」と認識されたとすれば、このような結果になるのかもしれない。

③ どのように行なうのか

八月三日の文章は、まず月を拝んだことを記し、「火物アグル」という文言をはさんで、目の健康を願って「火物断」をしていることに続いている。また、閏九月三日の文章は、

空が曇り、お月さまはきれいに見えなかった

と記されているから、これも月を拝もうとしたのであろう。そのあとに「火物也」とあるのは、

(この日は) 火物断の日であった

だろうか。これらによれば、各月の三日は、まず月を拝む日であり、同時に「火物断」の日でもあったことになる。旧暦の三日なのだから、月は三日月であったはずである。十月三日には、「三ヶ月ヲカミ申」と、はっきり記した例もある。

ところで、八月三日と十月三日には、「火物アグル」「火物ヲアクル」(ともに「火物を上げた」であろう)という文言が見られる。火を通した食物を「差し上げた」または「たてまつった」であろう。どこへ向けて「差し上げた」のだろうか。八月三日の場合、前段で述べたように、まず月を拝んだことを記し、ついで「アグル」——「差し上げた」ことを記している。十月三日の場合も、「アクル」の直前に、「三ヶ月ヲカミ申」の文言がある。

そうなると、どこへ向けて「差し上げた」のか、それは三日月に向けて「差し上げた」のだと、考えることができそうだ。この日は「火物断」の日でもある。それを思えば、この「差し上げ」る行為は、火を通した食物を断つこと、それらを身辺から遠ざけることを、象徴的に示すものであると解されよう。そこに三日月が関係している。以上のように、「火物断」という営みには、三日月とのつながりが、少なからず認められるのである。

なお、「火物」の用例一覧には掲げなかったが、大和田は、「幽様」と呼ばれる人物(義宣の親族)の「御火物アゲ」に相伴した、という文章も残している。ただし、これは十月五日の出来事であり、出てくる月は、三日月よりやや太かったはずである。

それにしても、火を通した食物を身辺から遠ざけると、どのような

食生活になるのだろうか。「火物断」をしていない者とは、食事の内容がかなり違ってくるはずであり、八月五日、大和田が「右馬」との同宿を避けているのは、それが理由のひとつであったに違いない。

じつは、「火物断」をしている者の食生活は、十月三日の一連の文章によって、かなり詳しく知ることができる。それによれば、大和田は、

①城中で鴨肉の「御料理」(この言葉の意味については、次章において詳しく述べる)があったのだが、「火物断」をしている大和田には与えられなかった

②「兵」という人物の家を訪れたところ、餅と酒が出たのだが、「火物断」をしているので柿や柑橘類を食べた

③「天徳」という人物の家を訪れたところ、酒が出たのだが、「火物断」をしているからと、(飲むのを)ことわって帰宅した

などの行動をとっている。鴨肉については、刺身でない限り、火を通してから食するであろう。遠ざけるのは当然である。また、餅と酒は、焼餅や爛酒であったのかもしれないが、いずれも原料を熱によって加工したものであり、その点で遠ざける対象とされたようでもある。そして、これらを摂らないかわりに、大和田は果物を口に入れている。

以上、①③の三点に分けて、「火物断」の細かい部分を、可能な範囲で可視化してみた。大和田が残した文章から、「火物断」という営みについて、かなり詳しく知ることができたように思う。

ところで、この「火物断」に似た営みについて、民俗学の立場から

言及した論文がある（松崎かおり「ミカヅキサマを祀る習俗」『東京成徳大学研究紀要』六）。それによれば、

- ①茨城県下など北関東に三日月を信仰する習俗がある
- ②その祭日は九月の三日月の日である
- ③眼病予防を願って豆腐や餅を供える

のだそうである。ここでの作業の結果と、じつによく重なっている。大和田らは、常陸——今日の「茨城県下」の住人であり、そこで「火物断」を身に付けたのだから、営みの地域性は完全に重なっている。また、彼らが身に付けた「火物断」は、「信仰」という言葉が該当するかどうかはともかく、「三日月」と少なからずつながっていた。さらに、それが行なわれるのは、「九月の三日月の日」のみではなかったが、同日を含んで、その前後の月にわたって行なわれていた。「眼病予防を願って」は、これもまた、大和田らの「火物断」と完全に重なっている。そして、「豆腐や餅を供える」ことは、「火物アゲル」行為ときわめてよく似ている。なお、餅が「火を通した食物」のひとつであることは、すでに述べた通りである。豆腐も、原料を熱によって加工したものである点で、餅と同類であるといえる。

要するに、基本的な要素のほぼ等しい営みが、今日でも、大和田らの末裔たち（文字通りの子孫であるとはいえないが）によって行なわれているのである。言い方を換えれば、大和田が残した文章は、「ミカヅキサマ」という習俗の本来の姿を、四〇〇年あまりもさかのぼって教えてくれている。大和田の旅行記の価値は、このような点にも認められるのである。

## 五 「御料理」「御稽古」

本章で取り上げるのは、「御料理」と「御稽古」である。いうまでもなく、「料理」は「食物として口に合うように材料を整え加工すること」であり、「稽古」は「修業、練習」であって（ともに『日本国語大辞典』）、その点は大和田の旅行記においても違いはない。ただし、それぞれに「御」がついたとき、どのように理解するのが正しいのか、そこを問題にしてみたい。また、のちに示すように、「御稽古」については、何を「練習」しているのか、明記されていない場合がある。それを明らかにすることにも、あわせて取り組んでみたい。

まずは「御料理」である。この言葉は、八月二十七日の記事に、次のようにあらわれる。この日の宿泊地、周防岩国に着いたあとの場面である。

網仕テ御見物被成、鮎数多参、御食過テ、鮎之御料理アリ

網を広げて漁をした、鮎が数多く獲れた、そして、鮎の「御料理」があったというのである。ちょうど、美味しい季節であったのか、前日の記事にも、前々日の記事にも、鮎に関することが記されている。ところで、大和田の旅行記における「御」の使われ方について、ここで確認しておきたい。「取越」の章でも触れたように、大和田は、義宣のそば近くにあつて、庶務を担当していたようである。旅行記の文章は、その立場で書かれているのだから、「御」が付されている名詞や動詞は、その場面にほかの高位の人物が関係している場合を除け

ば、原則として義宣に関わるものであると解される。前掲の文章でいえば、

網を広げて漁をした、それを義宣さまが見物なされた、鮎が数多く獲れた、義宣さまの食事が終つて――

ということである。

さて、そうなる、文末にある「御料理」も、義宣さまの料理があった、ということになる。どうやら、義宣がみずから包丁をふるつて、獲れた鮎をさばいたようである。なお、「食事が終つて」から、このことがあったのだから、これは単なる食事の準備ではない。むしろ、食後の余興、といった感じがする。

ここで想起されるのが、「庖丁」という言葉である。事典によれば、これは「料理の庖丁さばきを客に見せてもてなす芸能的な儀礼」であり、「安土桃山時代には武士の教養として庖丁があげられ」ていたという。具体的には、「すべて庖丁と真魚箸だけで、直接に魚鳥に手をふれることは一切なく調理する」のだそうである（以上『国史大事典』）。義宣はこの技術をもっており、それを岩国の宿舎で披露したのである。お料理と読んでしまえば、あまりにも日常的な言葉であるだけに、見過ごされがちではないかと考え、正しい理解と思われるものを提示した次第である。「御料理」という言葉から、義宣の人物像の一端を、読み取ることができるのである。

なお、既述の通り、前々日（八月二十五日）の記事にも鮎のことが見え、七十尾も獲った、「直ニ御振舞」があった、などと記されている。獲れた鮎を、義宣がみずから振る舞ったようだが、あるいはこれ

も、料理してみせた上で振る舞ったのかもしれない。

そのほか、常陸に到着した後の記事にも、似た例を見出すことができる。

閏九月二十日

房州ニテ御振舞、御目之前料理アリ、以後雁ノ板ヲ被出、上ニ御包丁遊

閏九月二十七日

直ニ幽様へ西同心ニ参、御振舞アリ、雉子御目ノ前料理也

前者は「房州」という人物の邸宅で、後者は「幽様」と呼ばれる人物（前章にも登場した）の邸宅で、それぞれ「御振舞」――義宣をホストとする食事会が、催されたのであろう。その際、両度とも、「御目之前料理」が行なわれている。「目」には「御」が付いているが、「料理」には付いていないから、これらの場合は義宣が料理するのでない。むしろ、義宣の「御目」に見せるためのものであり（料理するのは「房州」や「幽様」だろうか）、前出の岩国での例とは主客が反対である。しかし、前者の文末には、

その後、雁が載ったまな板をお出しになつて、上さま（義宣）が包丁を遊ばした

とも記されている。食事会の後半では、義宣は料理をしてみせる側にまわり、ここでは雁を相手に包丁をふるったのである（なお、後者の「御振舞」「御目」は、「幽様」に対する敬語であるともとれる）。

このほか、前章で触れたように、十月三日の記事には、「御城」における「鴨ノ御料理」も見られる。また、十一月九日には「蛤」の「御料理」が、十二月五日には「雁ノ御料理」が、いずれも「御城」で行なわれている。義宣が、包丁の技術をもっていたことは、どうやら間違いないようである。

さて、ここからは、「御稽古」という言葉に話を向ける。この言葉は、九月二日の記事に、次のようにあらわれる。義宣や大和田は、前日の日に備後三原に着き、そのまま同地に逗留していた。

三様・又七様・茂上様御出仕、御ケイコアリ、住僧タチ生二本、  
同絵共為書ラル

片仮名で表記されており、「警固」などの言葉もあるには違いないが、やはり「ケイコ」は「稽古」と見るのが素直であろう。「三様」以下の三名は、義宣の親族、またはそれと同等の人物であり、佐竹軍の一員として、義宣とともに三原に着いていたのである。その「三様」以下が、義宣のもとに「御出仕」になり、そして「御稽古」があったと記されている。「御出仕」の「御」は、「三様」以下に対する敬語なのだろうが、「御稽古」の「御」は、前段で確認したところの、義宣に関わる言葉に付く「御」であろう。つまり、義宣さまが、訪ねてきた「三様」以下を従えて、何かの練習をなさったのである。

以上の理解が正しければ、次に関心がもたれるのは、もちろん「何の練習をなさったのか」である。

じつは、名護屋を出発する前の記事に目を向けると、義宣の練習について、かなりの情報を手に入れることができる。たとえば、「御稽

古之はやし」（六月六日）、「御鼓御ケイコ」（八月九日）などの文言が見られ、義宣が囃子（楽器の演奏）の練習、つづみを打つ練習をしていたことがわかる。したがって、前掲の文章の「御稽古」も、それは楽器の練習であったと理解するのが、まずは順当であろう。

しかし、文章の後半部分は、やや気になるところである。ここには、「生」（または「生雲」と略称される、大和田の同僚のことが、記されている。「生」の前に「住僧タチ」とあるのは、この話の舞台が、三原の某寺院であることを示している。文意は、

住僧たちは、生に、手本や絵などをお書かせになった

であろう。「生」という同僚は、住僧に言われて、手本や絵を書かされたのである。

じつは、この「生」については、九月七日の記事にも、手本や絵を書いて与えたことが記されている（場所は播磨大久保）。与えた相手は「亭主」である。さらに、その翌日の、同月八日の記事には、「坊主」に「サウジ」（草字＝草書体）を指南したことが記されている（同じく摂津西宮）。彼は習字の先生がつとまるのである。であるとすれば、書いて与えた「手本」は、文字の手本であったに違いない。

「生」という人物は、筆の使い手であり、書画の達人であったのだろう（あるいは義宣の右筆であったか）。そして、宿泊地の旅館や寺院では、その「亭主」や「坊主」から実演または指導を請われ、その都度それに応じてやった――、以上のように要約することができそうである。

三原の某寺院における、住僧たちのかかわりも、まさにそれで

あったのだと思われる。そして、文章の流れの上では、その直前に「御稽古」がある。そうなると、この「御稽古」は、書画の練習をしたのである――、このように考える余地も、皆無ではないように思う。楽器のことを知らなければ、文章そのものは、むしろそのように読めるであろう。

ところで、大和田もまた、筆を使うことができる人物であったようだ。旅行記の記事によれば、大和田と「生」は仲がよかつたらしく、宿舎で話し込む（八月二十二日）、同じ宿に泊った（九月七日・同月二十八日）、靴を借りた（九月二十七日）、などといった姿が見られる。この点からも、大和田の立場と「生」のそれが近いことを、想像してよいかもされない。しかし、大和田が筆使いに巧みであったことについては、じつは、もつと直接的な情報が、いくつも存在するのである。以下に列挙してみよう。

- ①同僚二名が頼むので、「歎又」（観世又次郎か）などへの手紙を書いた（六月五日）  
いた（六月五日）
- ②同僚が、「米之帳」の執筆を頼んできたので、それを書いた（六月十九日）
- ③同僚が、「下つミ帳」の執筆を頼んできたので、それを書いた（六月二十四日）
- ②・③の「同僚」、および①の「同僚二名」のうちの一名は、同一の人物である。
- ④各所から使いが来たのを受けて、「御返状」（義宣名義の返信）を書いた（七月七日）
- ⑤同僚に頼まれ、位牌を書いた（七月十三日）

前日（十二日）の記事には、「式百六十四文ほんの雑用」という一節もあり、これはお盆の準備なのであろう。戒名・俗名・没年月日などを書いたものか。

⑥義宣が宿舎とした寺院の、「住持」に頼まれて、詩を三首、書いて与えた（八月二十五日）

原文は「詩三首頼テ書」だが、文意は「頼ニテ書」であろうと見る。ちなみに、大和田のこの姿は、「生」とそっくりである。直前の文章「書物共被為見」は、「住持」が大和田に自分の作品を見せ、批評を願ったのではないだろうか。

⑦「上林袋」の「名」を、同僚に頼まれて書いた（十一月二十日）  
これは、お茶を入れる袋に、銘を書き付けたのであろう。翌日（二十一日）の記事に、「上林ノ茶」が見える。

「取越」の章で、大和田が、義宣から宇都宮国綱への返信を用意したことに触れたが、ここに掲げた④の場合は、ただ用意したのではなく、筆を執って書いたことが明らかである。大和田は、そのような仕事を任せるに足る能力を、もっていたことになる。そのほか、同僚から執筆を頼まれたこと、他者に書を書いて与えたことが、何度も重ねて認められる。これらをふまえれば、大和田が筆使いに巧みであったこと、その能力をもって義宣のそば近くに仕えたことは、ほとんど疑いの余地がないといえよう。義宣の「秘書官」的な存在であったといってもよい。「御料理」という言葉からは、義宣の人物像の一端を読み取ることができたが、ここでは、大和田の人物像の一端を、読み取ることができたように思う。

## 結びに代えて——「代物」

すでに、予定の紙数を、過ぎてしまったようである。最後に、「代物」という言葉を取り上げて、結びに代えることとしたい。

大和田の旅行記には、この言葉が、次のようなかたちで登場する。九月二十日の例は、「代」とのみ書かれ、「物」の字を欠いているが、これは「代物」の略語であり、ほかの例と同列に扱ってよいと判断した。また、この二十日の話の前提として、九月十七日に、「宗賀」が義宣の「御前」に出て「御筆三対進上」したことが記されている。

九月十日（淀川を渡る）

ヒトツ屋（一津屋）ト云瀬ヲ被渡、舟五六ソウアリ、代物壹貫被

下

九月二十日（京都にて）

宗賀へ、筆之御礼ニ、代壹貫文被下

九月二十六日（今日の岐阜県南部を進んだ）

大井ニテ（中略）馬三匹借申、代物壹貫文被下

このほか、「取越」の章に掲げた正木時茂の書状や、北条氏の法令にも、同じ「代物」という言葉があった。

国語辞典には、

だいもつ【代物】 代金、代価

と書かれている。しかし、正木や北条の「代物」は、すでに示した通り、買物や支払とは関係なく使われている。前者を「今後の買物のための代金」、後者を「立て替えてもらった分の代価」と解する余地が残るとはいえ、単純に「代金」や「代価」に翻訳してよい文章ではない。そのため、「取越」の章では、いずれも「おかね」と現代語訳した。大和田の「代物」についても、九月二十日の「宗賀」（筆屋であると思われる）の例では、この者が筆を持ち込んだのは、売り込みではなく「進上」であったはずだ。つまり、素直に考えれば、「代壹貫文」は「代金」を支払っているのではない。これも、一貫文の「おかね」とするのが適当であろう。

ところで、これらの用例を眺めて気がつくことは、すべての例がちょうど「壹貫文」であること、そして、それを「被下」——義宣さまがお与えになった、と表記していることである。文字通りの「代金」であれば、一津屋での船の利用と、業者が持ち込んだ筆と、大井での馬の利用と、それぞれが異なる金額、それも端数のある細かい金額になるはずである。それが、そうではないのだから、やはり、これらは、「代金」であるとはいえないようだ。

文章を見直してみれば、「宗賀」の例には、「筆之御礼ニ」と明記されている。ここに掲げた「代物」は、「代金」ではなく、いずれも「謝礼」なのであろう。いや、「義宣さまが」業者や在地の者に「お与えになった」ことを思えば、むしろ「褒美」とすべきだろうか。おそらく、一津屋における船や、大井における馬は、交通業者が「売り物」として置いていたものではなく、地元民の日用のためのものであり、大和田を含む「秘書官」たちが、それらを徴発したのであろう（大井の馬は「借申」と書かれている）。そうすることによって、義宣



は何とか交通手段を確保し、川を渡り山を越えることができた。だから、「褒美」として、きりのよい金額を「お与えになった」のである。以上の考察をふまえれば、「代物」という言葉の語義として、まずは「おかね」、一歩踏み込んでよければ「謝礼」や「褒美」があったことになる。本稿の前半では、「内」「取越」「本宿」についても、これまで知られていない語義があったことを指摘した。在来の国語辞典には、新たな知見を追記する余地が、まだかなり残っているようである。